

学部新入生奨学金支給事業に関する取扱要項

制定 平成21年11月17日

1. 事業の主旨

本事業は、香川大学支援基金管理運営規程第3条第1号（教育活動支援事業）に基づくもので、香川大学独自の「学部新入生奨学金支給制度」を創設し、優秀な新入生を確保することを目的とする。

少子化時代を迎えた現在、向学心旺盛で優秀な入学生の確保は大学経営戦略並びに将来構想には欠かせない大学運営上の重要なポイントであり、大学の掲げる理念・目標並びに香川大学将来構想に沿った改革の根幹として位置づけられる。現在、在学生（新入生を除く）の中で優秀な学生を対象とした授業料免除の特待生制度を設け、学生の向学心を高めるための施策を実施してきたが、今回、入学試験の成績優秀な新入生に対しても奨学制度を設け、全国の優秀な学生の確保を行う。

2. 事業概要

向学心旺盛で優秀な新入生に対し、奨学金を支給する。奨学金の種別は給付奨学金（返還義務なし）とする。

3. 事業額

4,500千円（18名×250千円）

4. 事業の効果

- 1) 入学後の経費負担が軽減される。
 - ①全国の広範囲に及ぶ優秀な入学生の確保が見込まれる。
 - ②多様な本学志願者への受験機会の拡充が図れる。
- 2) 香川大学ブランドを高め、全国的な知名度の向上が図れる。

5. 支給対象者の選考方法等

- 1) 一般入試（前期日程）入学者のうち各学部でセンター試験の成績上位者3名とする。
- 2) 各学部でセンター試験の成績上位3位までの者が3名を越える場合は、別表第1のとおりとする。
- 3) 上記1)2)の選考の結果上位3位までの者が3名を越える場合は、別表第2のとおりとする。
- 4) 奨学金支給対象者決定後、受取りを辞退した学生分については奨学生の追加及び奨学金の見直しはしないものとする。

6. 事業の実施

平成22年度入学者から実施する。

7. 事業分担

- 1) 学生生活支援グループに各学部の奨学金支給要件該当者を通知〔4月以降〕
(入試グループ)
- 2) 奨学金支給対象者の決定 (学生生活委員会)
- 3) 支給決定伺の起案 (学生生活支援グループ)
- 4) 各学部、支援基金事務室に通知 (学生生活支援グループ)
- 5) 本人宛、奨学金支給通知書及び銀行振込依頼書の送付 (学生生活支援グループ)
- 6) 贈呈式 (学生生活支援グループ)
- 7) 会計システムに請求入力 (学生生活支援グループ)
- 8) 支払伝票処理 (経理グループ)
- 9) 本人銀行口座に振込み (経理グループ)

8. 雑 則

- 1) この要項の改廃は、学生生活委員会の議を経て行う。
- 2) この要項に定めるもののほか、学部新生奨学金支給事業に関し必要な事項は、学生生活委員会の議を経て定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。